

A L P S 処理水海洋放出の方針に関する 政府回答の確実な遵守を求める特別決議

昨年4月、政府は、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴うA L P S 処理水海洋放出の方針を決定し、以降、「A L P S 処理水の処分に關する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」等に基づく海洋放出に向けた準備を進めている。

我々J F グループは、これまで一貫して主張してきたとおり、全国の漁業者・国民の理解を得られないA L P S 処理水の海洋放出に断固反対であることはいささかも変わるものではない。

こうした中、本会は、全国の漁業者・国民の不安を払拭するための5項目の申し入れを行い、本年4月、国の基本的な姿勢として、①国が風評影響に全責任を持つこと、②漁業関係者の理解なしにはいかなる処分も行わないこと、③全国の漁業者が将来にわたり安心して漁業が継続できるよう、超大型の基金を創設することの3点を含む回答が示されたところである。

しかしながら、政府回答には、漁業者・国民への説明や風評被害への対応をはじめ実施すべき具体策は示されておらず、あらためて政府に対し、全国の漁業者・国民の理解を得るための丁寧かつ真摯な説明と、実効性を持った具体策を示していくことを求める。

特に、超大型基金の創設については、政府回答にあるとおり、風評被害対策とは別建てとし、全国の漁業者が将来にわたり子々孫々まで安心して漁業を継続できるようにするため、漁業経費の太宗を占める漁業用燃油等の調達支援などについて、A L P S 処理水の処理を含めた廃炉が完了するまでの長期にわたり実施されるよう、強く求めるものである。

以上、決議する。

2022年6月23日

全国漁業協同組合連合会 通常総会